

2023年度
社会人選抜
社会人選抜第3年次編入学

問題紙

小論文

6ページ

解答の書き方

1. 解答は解答用紙の所定の欄に、はっきりと記入すること。
2. 受験番号は、必ず解答用紙に記入すること。
3. 解答を訂正する場合には、きれいに消してから記入すること。
4. 解答用紙には、解答と受験番号のほかは、いっさい記入しないこと。

注 意

1. 監督者の「解答始め」という指示のあるまで、問題紙を開かないこと。
2. 「解答始め」の合図と同時に、解答用紙に受験番号を必ず書くこと。ただし、氏名は記入しないこと。
3. 問題の内容についての質問には、いっさい応じないが、問題紙にページ不足・不ぞろい・印刷不良があるなど、その他の用事があるときは、だまって手をあげて、監督者の指示を受けること。
4. 問題紙と下書用紙は持ち帰ること。

問題1 少年法における少年年齢引下げに関する以下の文章を読んで、問いに答えなさい。

後見保護的介入の限界について

引下げ賛成論が指摘する国家の介入の限界については、国家による親権の代行・補充という考え方（国親思想、保護原理）が、今後親権から外れる一八歳、一九歳には妥当しないという点はそのとおりです。しかし、少年に対する特則・保護処分等が行われる根拠は、保護原理だけではなく、少年が犯罪や非行を行い他人の権利・利益を侵害したことを理由とすること（侵害原理）、再犯を防止し立ち直りを図るために教育的な特則が有効であること（刑事政策的有効性）にもよっていますから、親権を外れても刑事政策的に有効な特則は設けることができるはずで、諸外国で若年成人（二五歳程度）にも少年に準じた特則が設けられているのは、このような考え方によっているといえます。

また、成人の自律性を原則とする後見・保護的な介入の限界論についても、未成年者（二〇歳未満）の飲酒・喫煙の禁止、ギャンブルの規制、消費者保護の規制などについては、民法が改正されても維持されており、成人に対する後見的な介入がすべて禁止されているわけではありません。現在、我が国では成人には、そのような介入が少ないだけで、必要性・合理性のある介入を行うことは成人にも可能なはずで、既に説明したように、北欧などでは、成人でも、老年者、障害者、困窮者、薬物依存・ギャンブル依存者などに対する後見的な介入が実際に行われています。その範囲をどうするかは立法政策の問題でしょう。もっとも、公的介入を拡大する場合には、十分な手続の保障をすることが不可欠です。スウェーデンで、福祉的な措置・介入についても行政裁判所への不服申立が幅広く認められていることも留意すべきところです。

なお、成人に対する処分には罪と罰の均衡が要求されるという引下げ賛成論の主張にも正しいものがありますが、この点は、答申（※1）で一八歳、一九歳に対する処分の決定が「犯罪の軽重を考慮して相当な限度を超えない範囲」に限定されたことで解決が図られています。少年の問題性を重視して非行が重大でなくても少年院に収容するような処分は限定されることにはなりますが、少年審判の実務でもほとんどの事件では少年の犯罪の軽重、年齢などを考え、罪と罰の釣り合いは相当程度考慮されています。したがって、この制限によって処分の選択に、特に一八歳、一九歳では、大きな支障が生じることはないと思います。

犯罪抑止、社会の寛容の限界

年齢引下げ賛成論からの犯罪抑止、寛容の限界についての指摘は、少年に対する刑の上限（懲役一五年）では賄えないような重大・凶悪事件には妥当するといえます。また、非行少年に厳しく臨めという立場の人が少年年齢引下げを主張しているのは、刑事手続や刑罰の方が厳しく、少年審判や保護処分は甘いという認識に基づくのだと思います。しかし、死刑、無期、一五年を超える懲役に相当するごく一部（年間数十件程度）の重大事件以外のほとんどの少年事件については、そうとはいえないのです。

まず、成人は自律した存在とされていますので、公的な介入、特に刑罰による介入は、究極の人権侵害として厳選され、必要最小限度とされています。これに対し、既に詳しくみてきたように、未成熟な少年には支援的なものも含めてさまざまな働きかけ、処分がなされています。

客観的・冷静にみれば、すべて自分で責任をとり、自力で立ち直ることが求められるという点では、成人の手続・処分の方が厳しく、少年の手続・処分は甘いということもできるでしょう。しかし、犯罪者・非行少年で問題をかかえる者たちは、「うっせえな、関係ねえだろう」などと親、教師などに対応するように、介入を嫌い、負担に感じているのです。既に触れたように、私も、少年審判で、非行歴のあるすれた非行少年から、「裁判官、早く逆送(※2)してくれ」などと言われた経験もあります。

(中略)

長期の実刑になるごく僅かな事件以外の一般的な少年事件では、成人であれば起訴猶予や罰金で終るような事例でも、一八歳、一九歳は、少年として、問題改善の必要から、少年院送致、保護観察、少なくとも種々の教育的な措置を受けています。その調査、審判の過程で問題点を指摘されて内省を求められるうえ、既に触れたように、少年院では、贖罪教育や社会適応の訓練など、個別・専門的な指導をマンツーマンに近い形で担任教官から常時厳格、濃密に受けます。このような実情を知っている少年たちからは、先ほど述べたように、保護処分の方が大変だという受け止め方がされているのです。要するに、少年法の手続・処分の方が刑事手続・刑罰よりも甘いということは、大半の事件では妥当しないのです。皮肉をいえば、厳しくするつもりで刑事手続・刑罰としてしまうと、すれた非行少年などは「助かった、ラッキー」と思っていることさえ少なくないのです。

少年年齢引下げ反対論の問題点

少年に対する調査・審判・保護処分などが、少年の再犯防止、社会復帰のための処遇として有効であることについては、正しい指摘ということが出来ます。しかし、既に触れたように、少年法には保護・教育の要請とともに犯罪対策の要請に応えるという課題があります。少年法が犯罪を処罰する刑事法の特則として展開してきたという歴史的経緯や少年法が少年犯罪を規制しそれに対応する刑事司法の一翼を担っていること、ほかに代替策がないということからも犯罪対策の側面があることは否定できません。少年、特に一八歳、一九歳の重大・凶悪事件について、犯罪被害者や一般市民が、保護処分や刑の減軽・緩和等を厳しく批判し、強い不満を抱くことに対して、保護・教育的な処遇の有効性を強調するだけでは、その不満や批判に十分応えたことにはならないでしょう。

少年法と民法等は別だという主張も、民法の改正によって、一八歳、一九歳の者が親権に服さなくなったことから、保護者の権利・義務、保護者の監督を中核としている虞犯制度(※3)などについては、少年法も影響を受け、その解決が迫られることは明らかです。この点についても反対論から十分な解決は示されていません。

確かに、反対論が主張するように、一八歳、一九歳の虞犯による処分が除外されてしまうと必要な対応が不十分になるというおそれは否定できません。答申では、この点について、附帯事項の最初に「犯罪防止に重要な役割を果たしていると考えられる行政や福祉の分野における各種支援の充実した取組み」を求めています。

出典：廣瀬健二『少年法入門』（岩波新書、2021年）ただし、出題のために一部を改変した。

注

※1 政府の諮問機関が、政府機関からの依頼に基づき、法改正や政策決定に関する意見を申し述べること。この場合は、令和2年に法制審議会から法務大臣に対して行われた少年法改正に関する答申を指す。

※2 逆送致の略。少年事件の際、家庭裁判所が罪質・情状に照らして刑事処分相当として事件を検察官に送致すること。

※3 性格・環境に照らして将来的に犯罪を行うおそれのある少年について、児童相談所への通告や、家庭裁判所による少年院送致・保護観察等の保護処分などを行う制度。

問1 問題文において、少年法における少年年齢引下げの賛成論と反対論について、それぞれどのような問題があると指摘されているか、説明しなさい（300字以内）。

問2 問題文の内容を踏まえ、少年法における少年年齢引下げに関する自分の意見を述べなさい（400字以内）。

問題2 次の文章を読んで、各問に解答しなさい。

ポピュリズムという言葉が、世界的な話題になったのは二〇一六年でした。大きな転機になったのは、同年六月のブレグジットです。議会主義の祖国ともいわれた英国で国民投票が行われ、EU（欧州連合）からの離脱を決めたことは、世界に大きな驚きを与えました。背景にはさまざまな要因がありますが、離脱キャンペーンにおいて、「EUを離脱すれば、分担金を国民保険サービス（NHS）に回せる」といった多くの虚偽の情報が飛び交い、それが投票の結果に少なからぬ影響を与えたことは間違いありません。

ブレグジットの背景としてしばしば指摘されるのが、中高年の白人労働者層を中核とする、いわゆる「置き去りにされた人々」の不満です。産業構造の転換などによって経済的に苦境に立たされた人々が、首都ロンドンや移民・外国人労働者への反発を強めるなか、「EU離脱によって英国の自己決定権を取り戻し、主権を回復する」という訴えかけはきわめて魅力的に響きました。虚偽の情報によって扇動された側面があるとしても、そのような「置き去りにされた人々」にとって、EU離脱はまさしく「民主主義の勝利」だったのです。ここにポピュリズムと民主主義の難しい関係が表れています。

たしかにポピュリズムは、不正確な、ときに虚偽の情報に踊らされ、扇動された大衆による非合理的な決定として理解される側面があります。さらに、自らの権力獲得のために、そのような大衆を操作し、あるいは迎合する政治家の政治的スタイルを指してポピュリズムと呼ぶこともあります（その場合、「大衆迎合主義」とも訳されます）。

しかしながら、政治学者の水島治郎が指摘するように、このようなポピュリズムを民主主義への脅威としてのみ捉えるのは一面的でしょう（『ポピュリズムとは何か』）。ポピュリズムには既成政治や既成エリートに対する大衆の異議申し立ての側面もあります。その意味では、ポピュリズムを単純に民主主義と対立させるわけにもいかないのです。むしろポピュリズムには民主主義と相通じる部分があり、ポピュリズムが提起した問題に対して、民主主義も正面から取り組む必要があるのです。

同年一月の米国大統領選も、ポピュリズムを考える上で重要なきっかけとなりました。公職についたことがなく、政界の完全なアウトサイダーであった不動産王ドナルド・トランプは、多くのメディアや専門家の予想を裏切り、選挙戦に勝利します。目立ったのは、ヒラリー・クリントンら既成の政治的エリートに対する、ときにフェイク・ニュースを含む激しい攻撃と、特定の国からの移民を犯罪者扱いし、メキシコ国境に壁を建設するといった差別的な主張でした。自らに批判的な『ニューヨーク・タイムズ』やCNNを罵倒し、「アメリカ第一主義」を唱えて世界を困惑させるなど、これまでのアメリカ政治の常識を覆したトランプですが、結果として大旋風を巻き起こし、大統領に当選したのです。

さらにこの大統領選では、ロシアによるサイバー攻撃やSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を通じたプロパガンダによる、トランプ勝利のための大規模な介入があったとされます。もし仮に、一国の選挙が他国によって容易に操作されるとすれば、民主

義にとって由々しき事態です。政治家自身によってマスメディアが攻撃されるなか、国際的な情報操作が加わり、いったい何を信じればいいのか、「フェイク」とそうでないものに境界線があるのか、深刻な疑念が生じることになりました。

一方、選挙戦を通じて、このようなトランプを熱狂的に支持する人々の存在が浮き彫りになったのも明らかです。「ラストベルト(さびついた地域)」と呼ばれる旧工業地帯において、かつてアメリカの産業を支えた労働者たちは、地域の衰退と自らの前途への不安に苛まれています。彼らにとって、既成政党への失望やグローバル化への反発の感情を受け止めてくれる政治家は、トランプしかいなかったのです。「アメリカを再び偉大にしよう(メイク・アメリカ・グレート・アゲイン)」という訴えかけは、そのような人々の心の琴線に確実に触れました。社会に潜在する不安や不満をすくい上げるのが民主主義の役割であるとすれば、トランプの選挙戦もまたそのような役割をはたしたといえるのではないのでしょうか。それが言論への抑圧や排外主義などと結びついたところに、問題の複雑さがあるのです。

ポピュリズムという言葉、あるいはこの言葉が指すような現象はけっして新しいものではありません。既成政党やエリートへの不信が募った時代に、不満を持った人々が既存の中間的な組織(政党や労働組合、利益集団、宗教組織など)を飛び越して、カリスマ的な指導者を直接支持し、それが大きな政治的な変動を引き起こすことは、二〇世紀の南米諸国などでもしばしば見られました。しかし、二〇一六年のブレグジットやトランプ現象が目されるのは、現代グローバリズムを先導するとされる英米両国でポピュリズムが起きたからです。

既存の枠組みに止まる限り、自分たちの不満や不信は無視されるばかりだと考えた人々が、一人の指導者に思いを託すこと自体は否定されるべきではないでしょう。とはいえ、そのことが、代表制の機能不全を前提とするものであり、より日常的なレベルで自分の考えを政治と結びつけていく回路の不在を意味するならば、民主主義にとってけっして幸福なことではありません。ポピュリスト指導者たちは、人々のこのような不満や不信を土壌に力を拡大します。やがては自分だけが国民を代表するとして、他の政治家や組織を抑圧することも少なくありません。ポピュリズムが続く状態はやはり問題です。

しばしば指摘されるように、グローバル化の進むなかで、「エレファント・カーブ」と呼ばれる現象がみられます。国境を越えた経済活動が活発化することの恩恵を受けるのが、主として先進国の富裕層(象の鼻の部分)と、中国やインドといった新興国の中間層(象の頭の部分)に限られるということです。象の鼻のつけ根にあたる先進国の中流以下の人々は、グローバル化の恩恵よりはむしろダメージを受けて、経済的に苦境に立たされることとなります。先進国の内部で中間層が没落し、格差が拡大するなかで、はたして民主主義は維持可能なのでしょうか。格差の拡大は国民の一体性の感覚を損ない、世論の分断化を招きますが、民主主義はそのような分断を乗り越えられるのでしょうか。二〇一六年のポピュリズムは、これらの問題を大きくクローズアップしました。

著作権者の許諾が得られていないため本文(図)を省略しています。

グローバルな所得水準で見た一人当たり実質所得の相対的な伸び 1988-2008年
(ブランコ・ミラノヴィッチ『大不平等 エレファントカーブが予測する未来』
みすず書房、13頁を元に作成)

出典：宇野重規『民主主義とは何か』（講談社現代新書、2020年）。出題のため一部改変。

問1 筆者は、どのような人々が2016年のイギリスの国民投票でEU離脱を支持したり、2016年アメリカ大統領選挙でトランプに投票したりしたとしているのでしょうか。200字程度で述べなさい。

問2 筆者は下線部のように述べていますが、あなたは、ポピュリズムが提起した問題に対して、民主主義はどのような取り組みを行う必要があると考えますか。400字程度で論じなさい。